

地方公共団体が所有する不動産（建物）220棟の財産的損害について、原発事故時の時価については、取得額が判明している建物は実取得額を用いて算定し（比較的新しいものについては実取得額のままとしたものもある。）、取得額が不明の建物は建築年時の建築統計年報単価（円／1平方メートル）を用いた算定基準によるなどして算定した上で、帰還困難区域所在の建物は全損扱い（時価額の100パーセント）とし、避難指示解除準備区域及び居住制限区域所在の建物は今後の利用可能性を考慮して一部は全損扱い、残りは割合的に損害を認定して賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- ア 別紙記載の建物に係る財物損害 6,560,513,913円
- イ 本件和解仲介に関する弁護士費用 73,584,538円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金6,634,098,451円の支払義務のあることを認める。

### 第3 既払いの未清算仮払金

申立人と被申立人は、申立人と被申立人の平成29年5月10日付け原子力損害賠償に関する合意書第1条第1号に基づき、被申立人が申立人に対し、仮払金15億円を支払い済みであることを確認する。

この仮払金15億円について、第2項記載の6,634,098,451円と清算する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

#### 第6 確認条項

申立人と被申立人は、別紙記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

#### 第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人と被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年7月6日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 上妻 英一郎)